

雇用保険に加入していますか ～ 日雇派遣労働者の皆様へ ～

◎ 日雇派遣で働く方は日雇手帳の交付を受ける必要があります

○ 日雇手帳をもらいましょう

- ・ 日ごと又は30日以内の期間を定めて派遣労働を行っている方は、日雇労働被保険者となる場合があります。
- ・ 日雇労働被保険者はハローワークで雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければなりません。
- ・ 日雇手帳の交付を受けることは雇用保険への加入の第一歩です。

○ 日雇手帳を持っていれば・・・

- ・ 日雇派遣で働いた場合には派遣会社から賃金の支払を受けるときに日雇手帳を提出する必要があります。
- ・ 派遣会社は賃金を支払うつど日雇手帳に印紙を貼付しなければならないこととなっています。
- ・ 日雇手帳の印紙が2ヶ月間で26枚以上貼られていれば翌月において派遣先がなかった場合に給付金を受けられるようになります。

○ 給付金を受けながら常用就職を目指しましょう

- ・ 給付金を受けるためには日雇手帳を持ってハローワークにお越し下さい。
- ・ ハローワークでは失業(派遣先がなかったこと)の認定を行い給付金を支給しています。
- ・ ハローワークでは常用就職に向けた職業相談を行っていますので積極的に活用してください。

◎ 同じ派遣会社で日雇派遣を続けている方は一般被保険者となる可能性があります

○ 次のような方は派遣会社・ハローワークに御相談を

- ・ 同一の事業主の元で31日以上日雇派遣を続けている・・・
- ・ 2ヶ月続けて18日以上日雇派遣で働いている・・・

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい